

日医発第546号(地Ⅲ92)

平成24年 8月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

不活化ポリオワクチンの導入に関する母子健康手帳の記載事項の
取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、不活化ポリオワクチンの導入に関する母子健康手帳の記載事項の取扱いについて、厚生労働省健康局結核感染症課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長の連名により、各都道府県等予防接種・母子保健主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本年9月1日から適用される不活化ポリオワクチンの導入については、平成24年8月3日付（地Ⅲ68）にて貴会宛お送りしております。

本件は、不活化ポリオワクチンを使用することに伴い接種回数等が変更されることから、母子健康手帳の記載事項の取扱いについて留意事項を示したものです。また、本年11月を目途に、再度予防接種実施規則の改正を行い、ポリオの定期的予防接種に沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する予定であることから、母子健康手帳の様式の改正も含め、その際の取扱いについては、別途お示しする予定であることを申し添えます。

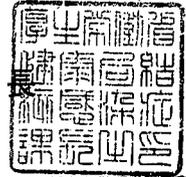
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健感発0802第4号
雇児母発0802第3号
平成24年8月2日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課



厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



不活化ポリオワクチンの導入に関する
母子健康手帳の記載事項の取扱いについて

平素より、予防接種行政及び母子保健行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

急性白髄炎（ポリオ）の定期の予防接種につきましては、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第110号）に基づき、本年9月1日より不活化ポリオワクチンを使用することとしており、その接種回数等が変更されます。

これに伴い、母子健康手帳の記載事項の取扱いについて、別紙のとおり、都道府県、政令市及び特別区予防接種・母子保健主管部（局）長あて通知しました。

つきましては、貴職におかれましても、当該取扱いについて、貴会会員にご周知いただくとともに、今後の円滑なワクチン接種に特段のご配慮いただきますようお願いいたします。

健感発0802第3号
雇児母発0802第2号
平成24年8月2日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 予防接種・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

不活化ポリオワクチンの導入に関する
母子健康手帳の記載事項の取扱いについて

平素より、予防接種行政及び母子保健行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

急性白髄炎（ポリオ）の定期の予防接種につきましては、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第110号）に基づき、本年9月1日より不活化ポリオワクチンを使用することとしており、その接種回数等が変更されます。

つきましては、別添1の改正内容についてご了知いただくとともに、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳への接種の記録方法等について、下記の点に留意し、円滑なワクチン接種に特段のご配慮をお願いいたします。また、当該内容について、貴管内市町村へ周知していただくようお願いいたします。

なお、本年11月を目途に、再度予防接種実施規則の改正を行い、ポリオの定期の予防接種に沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用することとする予定であり、母子健康手帳の様式の改正も含め、その際の取扱いについては、別途お示しする予定です。

記

1. 不活化ポリオワクチンは4回接種する必要がある^(※)が、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）中、ポリオの予防接

種の記録欄は2段となっているため、例えば以下の記載方法例のとおり取り扱うなど、分かりやすい接種の記録が行われるよう情報提供に努めること。また、この場合であっても、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載したものとなること。

（記載方法例）

- ・ 既存の記録欄に4回分の接種を記録する。
- ・ 母子健康手帳の省令様式以外の部分（平成24年1月13日雇児母発0113第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について」参照。以下「任意様式」という。）中、その他の予防接種の記録欄（任意様式54頁等）に、3～4回目の接種を記録する。
- ・ 予防接種の記録に関するページの余白に記載する。

（※）現時点で、定期接種として不活化ポリオワクチンは3回接種することとされているが、現在、製薬企業において国内臨床試験を実施中であり、4回接種後の有効性及び安全性が確認されれば、4回接種となる予定である。

2. 任意様式において、予防接種スケジュールの例を示しているが、9月1日以降は次のようなものとなるため、母子健康手帳の交付の機会等に情報提供を行うこと。なお、詳しい予防接種のスケジュールの例については、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ（<http://idsc.nih.go.jp/vaccine/dschedule.html>）に、近日中に掲載される予定であること。

予防接種スケジュールの例

予防接種のスケジュールは、それぞれの予防接種の望ましい接種時期の例を示しています。実際に接種する予防接種とスケジュールについては、かかりつけ医などと相談しましょう。

丸囲み数字(①、②など)は、ワクチンの種類毎に接種の回数を示しています。

種類	ワクチン	乳児期						幼児期						学童期					
		2 カ 月	3 カ 月	4 カ 月	5 カ 月	6-8 カ 月	9-11 カ 月	12 カ 月	15 カ 月	18 カ 月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10歳以上
定期 接 種	三種混合(DPT)		①	②	③			④											
	二種混合(DT)																	①11~12歳 (2期)	
	BCG		①																
	ポリオ		①	②	③			④											
	麻しん、風しん (MR)							①					②						
	日本脳炎										①②③					④ 9~12歳 (2期)			
任意 接 種	インフルエンザ菌 b型(Hib)	①	②	③				④											
	小児肺炎球菌 (7価結合型)	①	②	③				④											
	ヒトパピローマ ウイルス(HPV)																	①②③	
	水痘(水ぼうそう)							①					(②)						
	おたふくかぜ							①					(②)						
	B型肝炎(HBV)	①	②		③														
	インフルエンザ							毎年①、②(10月、11月など)										13歳より ①	

3. 1及び2の内容と併せ、不活化ポリオワクチンの導入について、予防接種担当部局と母子保健担当部局とで連携しながら、母子健康手帳の交付の機会等を利用し、既に母子健康手帳を交付した方を含む妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供に努めること。なお、情報提供に当たっては、必要に応じて、別添2のリーフレットを活用すること。

(別添 1)

健発 0731 第 1 号
平成 24 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について

本年 9 月からの急性灰白髄炎（ポリオ）の定期の予防接種における不活化ポリオワクチンの導入について、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 110 号）が本日公布されたところであり、その改正の概要等は下記のとおりである。併せて、「定期の予防接種の実施について」（平成 17 年 1 月 27 日付け健発第 0127005 号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」の一部を別紙のとおり改正し、本年 9 月 1 日から適用することとした。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、現在、ワクチン製造企業において、ジフテリア、百日せき、破傷風及び不活化ポリオ混合ワクチンの開発が進められており、同ワクチンの導入後は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風ワクチンの接種を受けていない者を対象として使用する予定であることを申し添える。

記

1 改正の概要

- ・ ポリオの定期の予防接種の初回接種は、不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔において、3 回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとしたこと。
- ・ ポリオの定期の予防接種の追加接種は、不活化ポリオワクチンを初回接種終了後 6 か月以上の間隔において、1 回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとしたこと。ただし、4 回接種の有効性及び安全性が添付文書に記載されるまでの間は、追加接種は行わないこととしたこと。
- ・ この省令の施行前に 1 回生ポリオワクチンの経口投与を受けた場合は、この省令の施行後は、不活化ポリオワクチンの皮下注射を 1 回受けたものとみなすこととしたこと。

2 施行期日

平成 24 年 9 月 1 日

(別紙)

定期（一類疾病）の予防接種実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、<u>予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）</u>第5条の規定による公告を行い、政令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者（以下「保護者」という。）に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</p> <p>(2)～(5) 【省略】</p> <p>(6) 【削除】</p> <p>3 予防接種実施状況の把握</p> <p>(1)、(2) 【省略】</p> <p>(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査（1歳6か月児健康診査）及び<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）</u>に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市区町村長は、予防接種の対象とな</p>	<p>第1 総論</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 対象者等に対する周知</p> <p>(1) 一類疾病に係る定期の予防接種を行う際は、<u>予防接種法施行令（昭和23年政令第197号（以下「政令」という。））</u>第5条の規定による公告を行い、政令第6条の規定により予防接種の対象者の保護者（以下「保護者」という。）に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。</p> <p>(2)～(5) 【省略】</p> <p>(6) <u>麻しん又は風しんの第4期の対象者のうち、政令附則第3項によって対象となる17歳となる日の属する年度の対象者については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く対象者を念頭に置いていることから、予防接種担当部局、学校関係部局及び教育委員会が相互に連携を図り、当該対象者に予防接種法の対象者として接種できる旨周知すること。</u></p> <p>3 予防接種実施状況の把握</p> <p>(1)、(2) 【省略】</p> <p>(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診査（1歳6か月児健康診査）及び<u>学校保健法（昭和33年法律第56号）</u>に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市区町村長は、予防接種の対象とな</p>

っている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4、5【省略】

6 接種液

(1)【省略】

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、破傷風混合トキソイド及び日本脳炎ワクチンにあつては、凍結しないように留意すること。

7～11【省略】

12 接種時の注意

(1) ア、イ【省略】

ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。

エ【省略】

オ 結核以外の疾病にかかる予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

カ、キ【省略】

(2)【省略】

いる乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4、5【省略】

6 接種液

(1)【省略】

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、経口生ポリオワクチンは、ディープフリーザー中に保存し、所定の貯蔵条件（-20℃以下）を維持すること。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、破傷風混合トキソイド及び日本脳炎ワクチンにあつては、凍結しないように留意すること。

7～11【省略】

12 接種時の注意

(1) ア、イ【省略】

ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。ただし、経口生ポリオワクチンにあつては、栓を取り外し、直接バイアルから一人分ずつ経口投与器具に取り、接種すること。

エ【省略】

オ ポリオ及び結核以外の疾病にかかる予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

カ、キ【省略】

(2)【省略】

13 集団接種の際の注意事項

(1)、(2) 【省略】

(3) 接種用具等の整備

ア 接種用具等、特に注射針、体温計等多数必要とするものは、市区町村が準備しておくこと。

イ、ウ【省略】

(4)～(8) 【省略】

14～17 【省略】

18 他の予防接種との関係

(1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

(2) 【省略】

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

(1)～(8) 【省略】

(9) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不適當要因により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

13 集団接種の際の注意事項

(1)、(2) 【省略】

(3) 接種用具等の整備

ア 接種用具等、特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするものは、市区町村が準備しておくこと。

イ、ウ【省略】

(4)～(8) 【省略】

14～17 【省略】

18 他の予防接種との関係

(1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン又は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。

(2) 【省略】

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種

(1)～(8) 【省略】

(9) 第1期の予防接種の初回接種においては、発熱等の予防接種不適當要因により、20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。なお、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により20日から56日までの間隔で、接種が実施できなかったものについては、その要因が解消された後、政令で定める接種期

2 急性灰白髄炎の予防接種 【全部改正】

(1) 対象者

ア 急性灰白髄炎の予防接種は、不活化ポリオワクチンを使用し、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔を置いて3回行うこと。

イ 原則として、平成24年9月1日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分に行い、接種歴の把握に努めること。

(2) 対象者の特例

ア 平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24年9月1日以降は、急性灰白髄炎の初回接種を1回受けたものとみなす。なお、平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、定期の予防接種として受けることはできない。

イ 平成24年9月1日より前に海外等で不活化ポリオワクチンの接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の急性灰白髄炎の初回接種を受けたものとしてみなすことができる。

(3) 今後の予定

ア 平成24年9月から一定期間（3年程度）経過後は、20日から56日までの間隔を置いて接種することとする予定である。

イ 現在、ワクチン製造業者による国内臨床試験を実施中であり、4回接種（追加免疫）後の有効性、安全性が確認され、添付文書が改訂されれば、追加接種（1回）についても定期の予防接種として実施する予定である。

間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

2 急性灰白髄炎の予防接種

(1) 対象者

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として41日以上の間隔を置いて2回行うこと。

(2) 接種液の用法

経口生ポリオワクチンは、室温で融解した後、よく振って混和させること。融解後にウイルス価が急速に低下することから、速やかに接種すること。

(3) 接種液の輸送

ア 経口生ポリオワクチンの輸送には、ドライアイスを入れたアイスボックス又はジャーを用いること。

イ 融解した経口生ポリオワクチンを輸送する場合は、所定の貯蔵条件を維持すること。

(4) 接種方法

ア 経口生ポリオワクチンの接種は、融解した経口生ポリオワクチン 0.05 ミリリットルを消毒済みの経口投与器具で直接口腔内に注入して接種させること。

イ 投与直後に接種液の大半を吐き出した場合は、改めて 0.05 ミリリットルを接種させること。

ウ いったん経口投与器具に取った接種液を速やかに使用しなかった場合は、廃棄すること。

(5) 接種方式

個別接種を原則とすること。この場合においては、地域内の接種を1月の期間内で完了すること。

(6) 接種時の注意

下痢症患者には、治癒してから投与すること。

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1) ア～ウ【省略】

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。

(2)～(4)【省略】

4 日本脳炎の予防接種

(1)～(3)【省略】

(4) 第1期の初回接種、省令附則第4条第2項及び附則第5条第3項による接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

(7) 保護者への情報提供

市区町村長は、保護者に対し、当該保護者が抗体保有率の低い年齢層（昭和50年から昭和52年までに生まれた者）に属する者又は予防接種の未接種者であるときは、極めてまれに家庭内感染の可能性がある旨及び被害救済制度に関する情報提供を行うこと。

3 麻しん又は風しんの予防接種

(1) ア～ウ【省略】

エ 麻しん又は風しんの第4期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、1回行うこと、この場合においては、4月から6月の間に接種を受けるよう促すこと。なお、政令附則第3項によって対象となる17歳となる日の属する年度の対象者については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、18歳となる日の属する年度に接種すること。

(2)～(4)【省略】

4 日本脳炎の予防接種

(1)～(3)【省略】

(4) 第1期の初回接種、附則第4条第2項及び附則第5条第3項による接種においては、発熱等の予防接種不适当要因により、6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかった者については、その要因が解消された後、政令で定める接種の期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。なお、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により6日から28日までの間隔で、接種が実施できなかったものについては、その要因が解消された後、政令で定める接種期間内に、速やかに実施した場合、当該接種間隔を越えて接種

5【省略】

様式第一～第五【省略】

様式第五別表

予防接種	臨床症状	接種後症状発生までの時間
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ 日本脳炎	①アナフィラキシー	24時間
	②脳炎、脳症	7日
	③その他の中枢神経症状	7日
	④上記症状に伴う後遺症	*
	⑤局所の異常腫脹（肘を超える）	7日
	⑥全身の発疹又は39.0℃以上の発熱	2日
	⑦その他、通常の接種ではみられない異常反応	*
麻しん 風しん	①アナフィラキシー	24時間
	②脳炎、脳症	21日
	③その他けいれんを含む中枢神経症状	21日
	④上記症状に伴う後遺症	*
	⑤その他、通常の接種では見られない異常反応	*

【削除】

B	C	G	臨床症状	接種後症状発生までの時間
			①腋窩リンパ節腫脹（直径1cm以上）	2カ月
			②接種局所の腫瘍	1カ月
			③骨炎、骨髄炎	6カ月
			④皮膚結核（狼瘡等）	6カ月
			⑤全身播種性BCG感染症	6カ月
			⑥その他、通常の接種ではみられない異常反応	*

注1 表に定めるもののほか、予防接種後の状況が次に該当すると判断されるものは報告すること。

- ① 死亡したもの
- ② 臨床症状の重篤なもの
- ③ 後遺症を残す可能性のあるもの

注2 接種から症状の発生までの時間を特定しない項目（*）についての考え方

- ① 後遺症は、急性期に呈した症状に係るものを意味してお

したとしても、接種間隔内における接種とみなすこととしており、定期予防接種として取り扱うものとする。

5【省略】

様式第一～第五

様式第五別表

予防接種	臨床症状	接種後症状発生までの時間
ジフテリア 百日せき 破傷風 日本脳炎	①アナフィラキシー	24時間
	②脳炎、脳症	7日
	③その他の中枢神経症状	7日
	④上記症状に伴う後遺症	*
	⑤局所の異常腫脹（肘を超える）	7日
	⑥全身の発疹又は39.0℃以上の発熱	2日
	⑦その他、通常の接種ではみられない異常反応	*
麻しん 風しん	①アナフィラキシー	24時間
	②脳炎、脳症	21日
	③その他けいれんを含む中枢神経症状	21日
	④上記症状に伴う後遺症	*
	⑤その他、通常の接種では見られない異常反応	*
ポリオ	①急性灰白髄炎（麻痺） 免疫不全のない者	35日
	免疫不全のある者	1年
	ワクチン服用者との接触者	*
	②上記症状に伴う後遺症	*
B C G	③その他、通常の接種ではみられない異常反応	*
	①腋窩リンパ節腫脹（直径1cm以上）	2カ月
	②接種局所の腫瘍	1カ月
	③骨炎、骨髄炎	6カ月
	④皮膚結核（狼瘡等）	6カ月
	⑤全身播種性BCG感染症	6カ月
⑥その他、通常の接種ではみられない異常反応	*	

注1 表に定めるもののほか、予防接種後の状況が次に該当すると判断されるものは報告すること。

- ① 死亡したもの
- ② 臨床症状の重篤なもの
- ③ 後遺症を残す可能性のあるもの

注2 接種から症状の発生までの時間を特定しない項目（*）についての考え方

- ① 後遺症は、急性期に呈した症状に係るものを意味してお

り、数ヶ月後から数年後に初めて症状が現れたものは含まないこと。

- ② その他通常の接種ではみられない異常反応は、予防接種と医学的に関連あるか、又は時間的に密接な関連性があると判断されるものであること。

注3 本基準は予防接種後に一定の症状が現れた者の報告基準であり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接結びつくものではない。

様式第六【省略】

り、数ヶ月後から数年後に初めて症状が現れたものは含まないこと。

- ② その他通常の接種ではみられない異常反応は、予防接種と医学的に関連あるか、又は時間的に密接な関連性があると判断されるものであること。

- ③ ポリオ生ワクチン服用者との接触者における急性灰白髄炎（小児麻痺）は、接種歴が明らかでない者であっても、ポリオワクチンウイルス株が分離された場合は対象に含めること。

注3 本基準は予防接種後に一定の症状が現れた者の報告基準であり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接結びつくものではない。

様式第六【省略】

ポリオの予防には、 ポリオワクチンの 接種が必要です。

不活化ポリオワクチンの導入は、
2012(平成24)年9月を予定しています。

- ◆不活化ポリオワクチンを可能な限り迅速に導入できるよう取り組んでおり、2012(平成24)年9月の導入を予定しています。
- ◆不活化ポリオワクチン導入後は、定期予防接種における生ポリオワクチンの使用を中止する予定です。

不活化ポリオワクチンの導入まで、
ポリオワクチンの接種を待つことは、おすすりできません。

- ◆ポリオの流行のない社会を保つためには、ワクチンの接種が必要です。
- ◆不活化ポリオワクチンを導入するまで、ポリオワクチンを接種せずに様子を見る人が増えると、免疫をもたない人が増え、国内でポリオの流行が起こってしまう危険性があるため、お住まいの市町村がご案内する時期に接種を受けることをおすすりします。

ポリオワクチンを接種することが、
ポリオを予防する唯一の方法です。

- ◆日本では、2000年にポリオの根絶を報告しましたが、世界には、今でも流行している地域があり、渡航者などを介して感染はどの国にも広がる可能性があります。
 - パキスタン、アフガニスタンなどの南西アジア、ナイジェリアなどのアフリカ諸国では、今でも流行がみられます。
 - いったんポリオが根絶された中国やタジキスタンなどでも、最近流行が起こったことが報告されています。
- ◆このため、ポリオの根絶に向けて、世界中でワクチンの接種が行われています。
 - きちんとワクチンを接種し、ほとんどの人が免疫をもてば、海外でポリオが流行しても、国内での流行を防ぐことができます。

不活化ポリオワクチンの定期接種は、 このように行います。

■接種方法が変わります

- ◆生ポリオワクチンは経口接種（口から飲む）でしたが、不活化ポリオワクチンは皮下接種（皮下に注射）となります。

■4回（初回3回、追加1回）の接種が必要です

- ◆生ポリオワクチンは、2回接種でしたが、不活化ポリオワクチンは、初回接種として20日以上の間隔をおいて3回、また追加接種として初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回、合計4回の接種が必要です。
- ◆海外等で既に不活化ポリオワクチンを1～3回接種されている方については、不足分の接種を受けることができます。

■初回接種は生後3か月から12か月の間に受けましょう

- ◆標準的な初回接種の接種年齢は生後3か月から12か月です。
- ◆生後90月（7歳6か月）に至るまでの間であれば、過去に生ポリオワクチンを受けそびれた方も、不活化ポリオワクチンの定期接種を受けていただくことが可能です。

■通年で接種できるようになります

- ◆生ポリオワクチンによる定期接種は、多くの市町村で春・秋に行われてきましたが、不活化ポリオワクチン導入後は、多くの市町村で通年接種が可能になります。
- ◆多くの市町村では、市町村（保健所）での集団接種から、医療機関での個別接種に変更される予定です。

不活化ポリオワクチン導入前に 1回目の生ポリオワクチンを接種した方は、 2回目以降は不活化ポリオワクチンを 受けることとなります。

- ◆生ポリオワクチンを1回接種した方は、2012（平成24）年9月以降に不活化ポリオワクチンを3回接種することとなります。
- ◆生ポリオワクチンをすでに2回接種された方は、不活化ポリオワクチンの追加接種は不要です。

4種混合ワクチン（DPT-IPV）の導入は、 2012（平成24）年11月を目指しています。

- ◆ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチン（DPT-IPV）の4種混合ワクチンは、薬事承認申請が行われており、現在、薬事審査や供給の準備などが進められています。
- ◆4種混合ワクチンも可能な限り迅速に導入できるよう取り組んでおり、2012（平成24）年11月の導入を目指しています。

ポリオワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページでご案内しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/index.html>